

2016年1月20日

第1号

NHK受信料裁判支援ニュース

発行：NHK問題を考える奈良の会

発行者：佐藤 真理

奈良市登大路町36大和ビル4階

t e l : 0742-26-2457

事務局：平川 邦昭(090-8938-1135)

1. 弁護団の結成

2016年1月15日、佐藤弁護士を団長とする弁護士6名による弁護団が結成されました。

阪口 徳雄（あさひパートナーズ法律事務所）、佐藤 真理（奈良合同法律事務所）、
白井 啓太郎（あさひパートナーズ法律事務所）、辰巳 創史（堺総合法律事務所）
安藤 昌司（安藤法律事務所）、星 雄介（きずな大阪法律事務所）

2. 裁判の動向

昨年10月1日、奈良簡易裁判所より、NHK問題を考える奈良の会の会員に、NHK受信料の未払い分をNHKに支払うよう督促状が送られてきました。

原告NHKは未納受信料の支払いを簡易裁判所に訴えましたが、NHKの受信料は、NHKの放送法遵守義務と受信者の契約義務との関係など重要な論点が数多く含まれる複雑な内容であり、社会的影響もきわめて大きいので、被告は、奈良地方裁判所での審理を要請しました。

（2015年11月26日）原告NHKは、奈良地方裁判所での審理に反対しましたが、裁判所は、被告の主張を認め、奈良地方裁判所での審理が決定しました。（2015年12月11日）

奈良地方裁判所での第1回の口頭弁論期日が3月4日（金）10時と決まりました。多くの方々の裁判傍聴をお願いします。

（奈良地方裁判所は、近鉄奈良駅1番出口から東へ約200mにあります。

法廷は、2階の201号法廷です。）

3. 裁判支援カンパ

2015年12月20日付けで、奈良の会の会員、昨年開催した講演会への出席者、その他関係者に支援を依頼しました。2016年1月15日現在、10万円を超えるお金が集まりました。ご寄附いただきました方々にお礼を申し上げます。目標額は、弁護士費用として50万円～100万円です。引き続きカンパ活動を継続します。よろしく申し上げます。

郵貯銀行への振込み

①振込者が郵貯口座を持っている場合（口座間振込につき振込料金不要）

記号入力 009905

番号入力 331216

②振込者が郵貯口座を持っていない場合（振込料金ご負担）

口座記号番号 00990-5-331216

口座名称（漢字）NHK問題を考える奈良の会

以上